

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月26日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

**香川県公安委員会規則第9号**

香川県警察組織規則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

(香川県警察組織規則の一部改正)

第1条 香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(警備課) 第32条 略 (1)～(8) 略 <u>(9) 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号)の施行に関すること。</u> <u>(10)～(13) 略</u>	(警備課) 第32条 警備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(8) 略  (9)～(12) 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～68の12 略					1～68の12 略				
68の13	略	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍			68の13	略	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍		

結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）				
68の14 <u>国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</u>	第8条第3項	小型無人機等の飛行についての通報の受理		○
69 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）	略			
70～101 略				
備考 略				

結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）	
69 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）	略
70～101 略	
備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。